

国際売買契約法の知識構造

明治学院大学法学部

吉野一

- 1 はじめに
- 2 視点・方法——論理法学
- 3 設例とその論点
- 4 法的知識の一般的構造
- 5 契約に基づく法律関係を確定する法的知識の構造 (CISG 第2部)
- 6 法の適用可能性を決める法的知識の構造 (CISG 第1部)
- 7 まとめ

本研究報告の目的

本報告で、私は、国際売買契約法、より正確に言うと、国連売買条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods、省略表現：CISG) の知識構造を、明らかにして示す。

考察の視点・方法は論理法学である。

ある国際売買事例を設定し、例とする。その設例に同法を適用して契約に基づく法律関係を確定する法的推論およびそれを成り立たしめている法的知識を分析する。

分析の枠組みとして法的知識の一般的構造 (の仮説) を提示する。

この枠組みを当てはめて、時間の経過とともに事件が推移するに対応した法律関係の変動を、演繹的推論によって確定することのできる法的知識の構造を解明する。その際、法文とその効力を基点として、CISGの第1部 (適用)、第2部 (契約の成立)、第3部 (救済) の順で考察する。

1 はじめに

2 視点・方法——論理法学

2 視点・方法——論理法学

論理法学

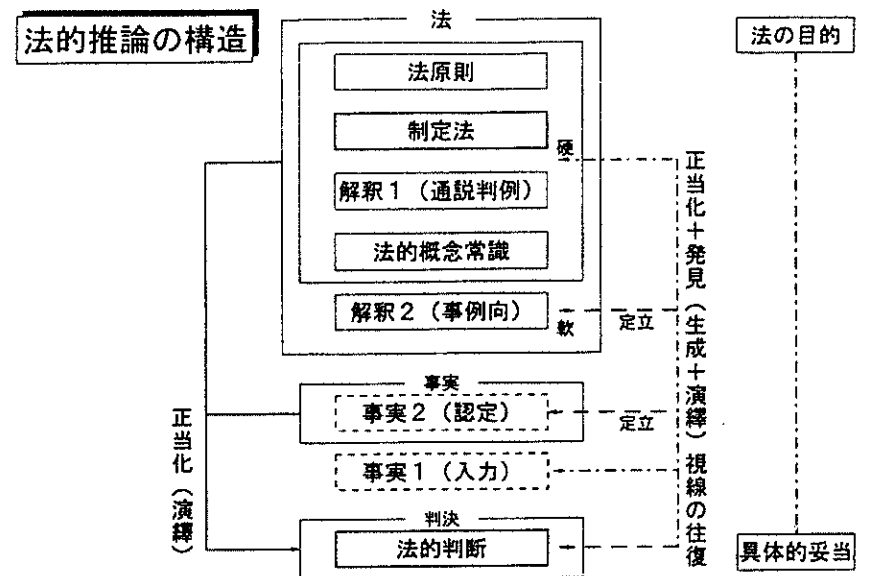
論理法学 (Logical Jurisprudence, Logische Rechtslehre)

論理法学は文から出発する。「意味としての法規範」(H. Kelsen) は存在しないと考える。法文を法的認識の直接の確かな対象とする。

法の領域における文(=法文)の論理構造——その内部構造、相互結合の構造および体系的構造——を解明することを課題とする。

論理法学においては、法的推論は法文の展開課程として把握される。判決は、法規と事実のみからは演繹されないけれども、法規の解釈などの発見的推論により諸法文を定立し追加することによって、法規と事実とそれらの付加された法文とから演繹されるものとして提示できる。(これが法的正当化の推論である。)

論理法学は、まず、(法的正当化の推論において) 法的結論をそこから演繹できるような法知識の体系を、諸法文の論理的結合として、解明し、提示することを目指す。



論理法学は、まず第一歩として、(法的正当化の推論において) 法的結論をそこから演繹できるような法知識の体系を、諸法文の論理的結合として、解明し、提示することを目指す。

これを行うことの意味：

- ① それによって実際の法的知識が対象化され、認識されることにある。
- ② それを論理式で表現して知識ベースに搭載すると法的正当化の推論システムが構築できる。
- ③ 法的発見の推論の分析と、そのシステム化に進むことができる。

本研究は、国際売買契約法 (CISG) の知識構造を、事件に法を適用したとき、(法的正当化の推論において) 法的判断をそこから演繹できるような体系として、諸法文の論理的結合として、解明し、提示することを目的とする。

論理法学のプリミティブ

・文 (法文)

ルール文 $q(X) \leftarrow p(X)$: p である ならば q である

ファクト文 $p(a)$: a は p である

・推論規則

$(A \rightarrow B) \ \& \ A \mid - B$

・真理値 (=効力)

真(true) か 偽(false)

有効 (valid) か 無効 (invalid)

論理法学は、この三つだけを基本概念として、すべてを説明しようとする。

3 設例とその論点

設例 7 b

1) 4月1日に、ブダペストのAがハンブルクのBに対して申込の手紙を宛書した。手紙の内容はAがBに建設機械を売るというもので、

Aは当該建設機械をBに対して5月10日まで引き渡すこと、

Bは価額1万ドルをAに対して機械が引き渡された後10日以内に支払うこと、

機械はトラックで運ぶ

とある。また、手紙にはこうも書かれていた:

“4月末日までは申込を取り消さないで、その日までご返答をされたい”。

2) その手紙がBに届いたのは4月8日である。

3) 4月9日に、AはBに電話をかけて“先の申込は取り消す”と告げた。

4) そのとき、Bは“申込は承諾する、ただし機械は鉄道で運ばれたし”と云った。

5) 機械はブダペスト中央駅において、DB (Deutsche Bundesbahn = ドイツ国有鉄道) に

引き渡された。5月1日のことである。

6) 機械はBの事業所に、5月31日に届けられた。

7) Bは機械を6月5日に検査した。

8) Bは1万ドルをAに対して6月20日に支払った。

9) 2ヶ月後(8月10日)、機械はしばしば動作停止を起こした。原因はエンジンの不良であると判明。BはAにその事実を即座に告げた。

10) 9月1日、BはAに不適合を1ヶ月以内に修理するよう要求した。

11) Bは、10月1日まで不適合の修理を行わなかった。

12) その後、10月20日に、BはAに代替品を2ヶ月以内に届けるよう要求した。

13) 11月20日、Aは当該期日 [2ヶ月以内] までに当該物品 (代替品) を届けるつもりはないと宣言した。実際に、

AはBに代替品を届けなかった。

14) 12月10日、Bは契約を解除すると宣言した。

CISG の関連規定

(曾野・山手『国際売買法 (資料編)』より引用)

第1条 【条約の一般的適用基準】

(1) この条約は、営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約につき、次の場合に適用する。

(a) これらの国が、いずれも締約国である場合、又は、

(b) 国際私法の準則が、ある締約国の法の適用を導く場合。

第15条 【申込の効力発生時期】

(1) 申込は、被申込者に到達した時にその効力を生ずる。

(2) 申込は、たとえ取消不能のものであっても、申込の撤回通知が申込の到達前又はそれと同時に被申込者に到達する場合には、撤回し得る。

第16条 【申込の取消可能性とその制限】

(1) 契約が締結されるまで、申込は取消することができる。ただし、この場合には、被申込者が承諾の通知を発する前に取消の通知が被申込者に到達しなければならない。

(2) しかしながら、申込は、次のいずれかの場合には、取消することができない。

(a) 申込が、承諾期間の設定その他の方法により、取消不能のものであることを示している場合。

第18条 【承諾、その効力発生時期、申込の承諾期間】

(2) 申込に対する承諾は、同意の意思表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。

第19条 【申込の条件付承諾】

- (1) 承諾の形をとっているが、付加、制限その他の変更を含んでいる申込に対する回答は、申込の拒絶であり、反対申込となる。
- (2) しかしながら、承諾の形をとった申込に対する回答が、付加的条件や異なった条件を含んでいても、申込の内容を実質的に変更するものでない場合には、申込者が不当に遅滞することなくその相違に口頭で異議を述べ又はその旨の通知を発しない限り承諾となる。申込者が異議を述べない場合には、契約の内容は申込の内容に承諾中に含まれた修正を加えたものとする。
- (3) 付加的条件又は異なった条件であって、特に代金、支払、物品の品質及び数量、引渡の場所及び時期、一方当事者の相手方に対する責任の限度、又は紛争の解決方法に関するものは、申込の内容を実質的に変更するものとして扱う。

第23条 【契約の成立時期】

契約は、申込に対する承諾がこの条約の規定に従って効力を生じた時に成立する。

第24条 【意思表示等の「到達」の定義】

この条約第Ⅱ部の適用上、申込、承諾の宣言、その他の意思の表示が相手方に「到達」した時とは、相手方にそれが口頭で伝えられた時、又はその他の方法で相手方に個人的に若しくは相手方の営業所又は郵便送付先に、また相手方が営業所も郵便送付先をも有しない場合においては相手方の常居所に配達された時とする。

第30条 【売主の一般的義務】

売主は、契約及びこの条約の定めるところに従い物品を引き渡し、それに関する書類を交付し、かつ、物品上の権原を移転しなければならない。

第31条 【引渡の場所】

売主が物品を他の特定の場所で引き渡すことを要しない場合には、売主の引渡義務は、次の通りとする。

- (a) 売買契約が物品の運送を予定する場合には、買主に送付のため物品を第一の運送人に交付すること。

第49条 【買主による契約の解除】

- (1) 買主は、次のいずれかの場合には、契約の解除を宣言することができる。
- (a) 契約又はこの条約に基づく売主の義務のいずれかの不履行が、重大な契約違反となる場合。
- (b) 引渡の不履行の場合であって、第47条(1)項に基づき買主が定めた付加期間内に、売主が物品を引き渡さない場合、又は売主がその期間内に引渡をしない旨を宣言した場合。

第53条 【買主の一般的義務】

買主は、契約及びこの条約の定めるところに従い、物品の代金を支払い、かつ、物品の引渡を受領しなければならない。

第99条 【条約の発効時期】

- (1) この条約は、(6)項の規定に服することを条件として、第92条に基づく宣言が含まれているものも含め第10番目の批准書、受諾書、承諾書又は加入書が寄託された日から12箇月が経過した後の最初の月の初日に発効する。

II. 設問(5)： 4月15日の法律関係

契約は申込に対する承諾が効力を生じたとき成立する(第23条)。まず申込について見るに、申込は被申込者たるBに到達したとき効力を生じる(第15条1項)から、4月8日に効力を生じている。同日Aが電話で告げた「取消」は、提示した承諾期間(4月末)内であるから、取り消すことはできない(第16条2項(a))。ので、効力を生じない。次に承諾であるが、承諾の形をとっているが、付加、制限その他の変更を含んでいる申込に対する回答、申込に対する拒絶であり、反対申込となる(第19条1項)。しかし、付加的条件や異なった条件を含んでいても、申込の内容を実質的に変更するものでない場合には、申込者が不当に遅滞することなくその相違に口頭で異議を述べまたはその旨の通知を発しない限り承諾となる(第19条2項)。本設例ではAの申込には「トラックで運ぶ」とあるのに、回答では「鉄道」としているの、19条1項の「変更を含んでいる回答」となるかどうか問題である。第19条3項には「申込の内容を実質的に変更するもの」として、「特に、代金、支払い、物品の品質及び数量、...に関するもの」をかかげている。運送手段については規定されていない。そこで解釈が必要となる。まず、第3項に挙げて「代金、支払い、...」は、列挙的、例示的か問題となる。例示と解す。「トラックで」に対し「鉄道で」と答えるのは、鉄道運賃とトラック運賃はほとんど差異がないと仮定して、実質的変更にはあたらないと判断する。Aは異議をとなえていない。ゆえに、本回答が承諾となると判断する。契約が成立するが、その内容は申込の内容に承諾中に含まれた修正(すなわち、「鉄道で運ぶ」)を加えたものとなる(第19条2項第2文)。契約の成立時期は「承諾の効力の効力の発生するとき」である(第23条)が、承諾の効力発生は、同意の意思表示が申込者に到達したときであり(第18条2項)、意思表示等の「到達した」時とは、相手方にそれが口頭で伝えられた時を含む(第24条)から、「申込を承諾する」と云ったその時点で、承諾が効力を生じ、4月9日に契約が成立した。その後4月15日までいかなる新たな出来事も起きていないので、本契約に基づいて「AにはBに対し5月10日までに建設機械を引き渡す義務(そしてBにはそれに対応する建設機械引渡請求権)があり、BにはAに対し物品の引渡後10日以内に代金1万ドルを支払う義務(そしてAにはそれに対応する代金支払請求権)がある」と言える。」

III. 設問(7)： 5月5日の法律関係

本設例は物品の運送を予定する場合であり、買主Bに送付のために物品を第一の運送人に交付した時に、売主の引渡義務の履行がなされたと扱われる(第31条(a))。したがって、Aが、第一運送人たるDBに、建設機械を交付した5月1日の時点において、売主Aの引渡義務は、契約適合性の問題別として、履行されたことになる。これによりAの物品引渡義務は消滅する。また買主Bは、事実としての引渡期日(5月1日)から起算して10日以内、つまり5月10日までに対価1万ドルをAに支払わなければならないとの確定した抽象的代金支払義務(第59条)を負う。(5月5日に代金支払いの履行期はまだ来ていないので、具体的代金支払い義務は発生していない。)

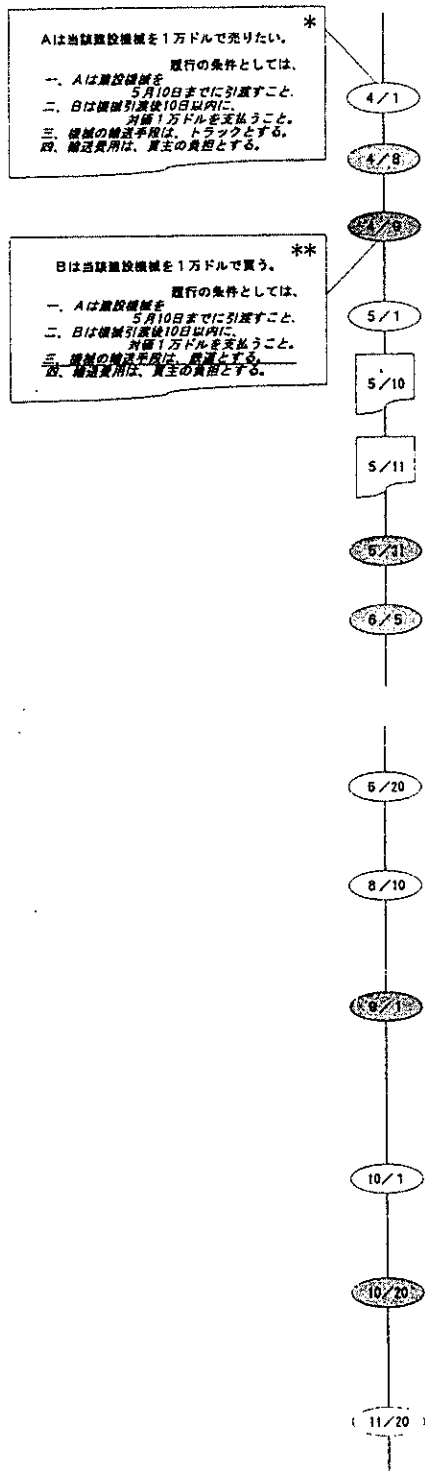
V. 設問(9)： 8月15日の法律関係

8月10日に機械はエンジンの不良による動作停止をおこしたが、エンジンは建設機械の主要部分であるから、その不良による停止は、売主の重大な契約違反を構成すると判断する。不適合の通知(第39条)を告げた時点以降、Bは、Aに対して代金引渡請求権(第16条2項)と第19条1項(a)に基づく解除の宣言権を得ることになる。また修理請求権(第16条3項)も認められる。本件では、エンジンは建設機械の主要部分であるから、その不良による停止は、重大な契約違反を構成すると判断する。さらに、売主Aは、これらの義務違反を原因とした損害賠償義務を、Bにおける損失の発生とともに負うことになる(第15条1項(b))。

VI. 設問(10)： 9月15日の法律関係

買主Bは、9月1日に、一ヶ月以内の付加期間(第17条1項)を定めて、修理請求権を行使した。これにより、Aの修理義務は具体化するが、Bの他の救済としての権利(第15条1項(a))は、修理期間満了請求権(第15条1項(b))を除いて、この期間中(9月30日まで)行使が制限される。(第17条2項)

< 出来事 >



ブダペストのAが ハンブルクのBに対して「*」という内容の申込の手紙を発信した

その申込の手紙がBに到達した

AはBに電話をかけて「先の申込は取消す」と告げた。しかし、その時 Bは「申込を承諾する。但し機械は鉄道で運搬すること」と云った

Aは、建設機械をブタペスト中央駅において、DB・ドイツ国有鉄道（第一運送人）に引き渡した

建設機械がBの事務所に届けられた

Bは建設機械の契約適合性を検査した

Bは代金1万ドルをAに対して支払った

建設機械はしばしば動作停止を起こした。原因はエンジンの不良であると判明。BはAにその事実を即座に告げた

BはAに契約不適合（エンジン不良）を1ヶ月以内に修理するように要求した

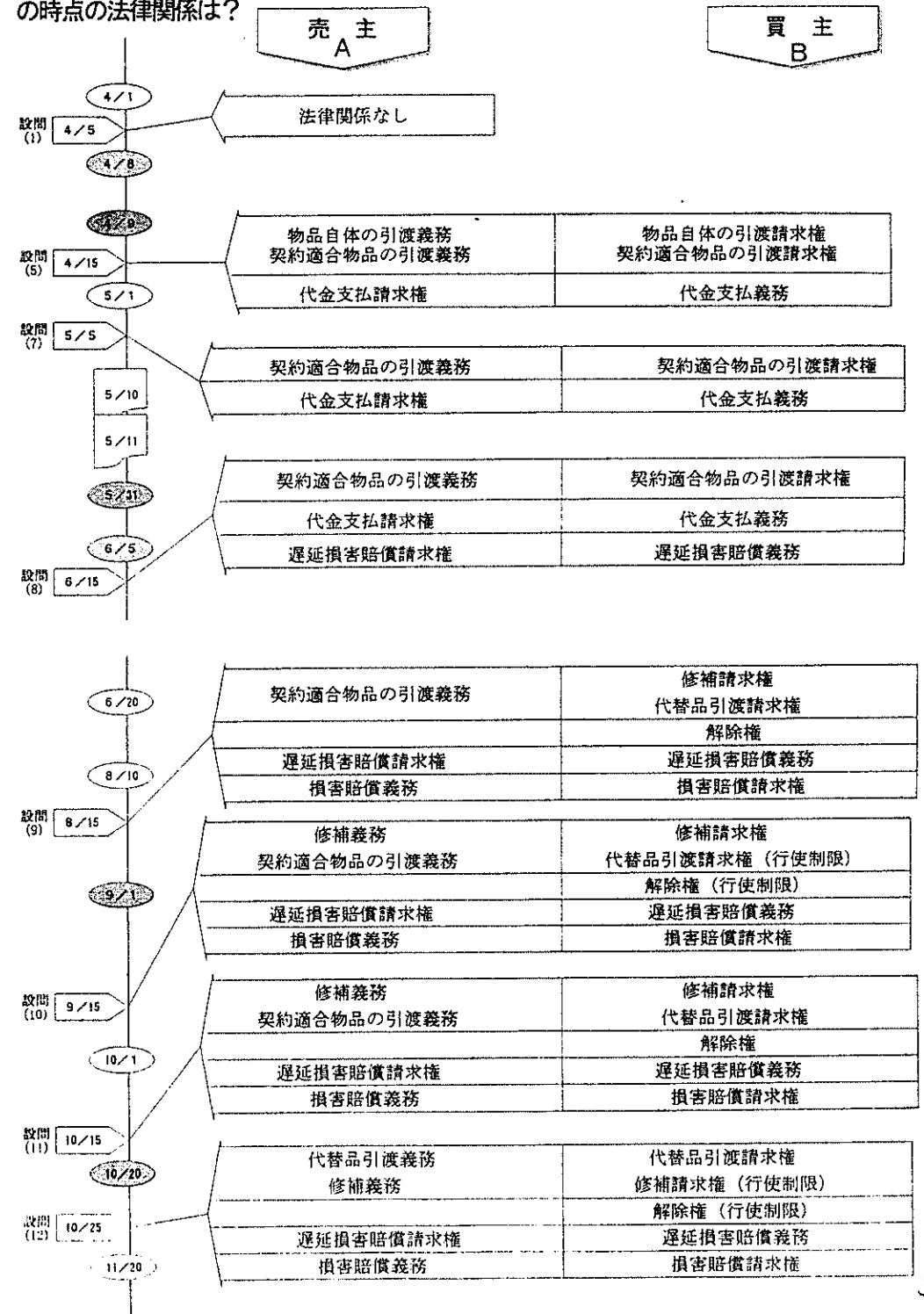
Bは当該物品の不適合部分（エンジン不良）の修理を行わなかった

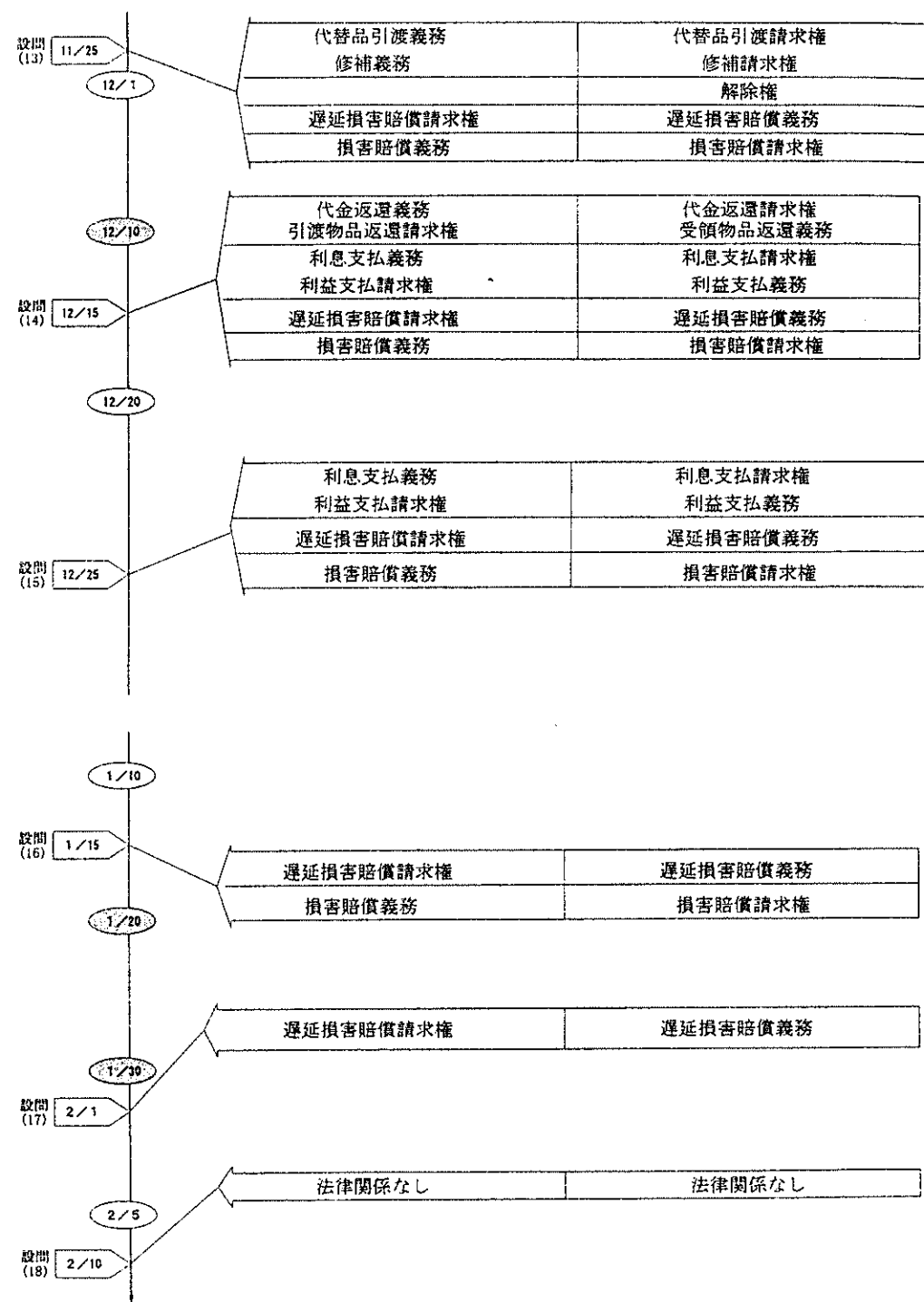
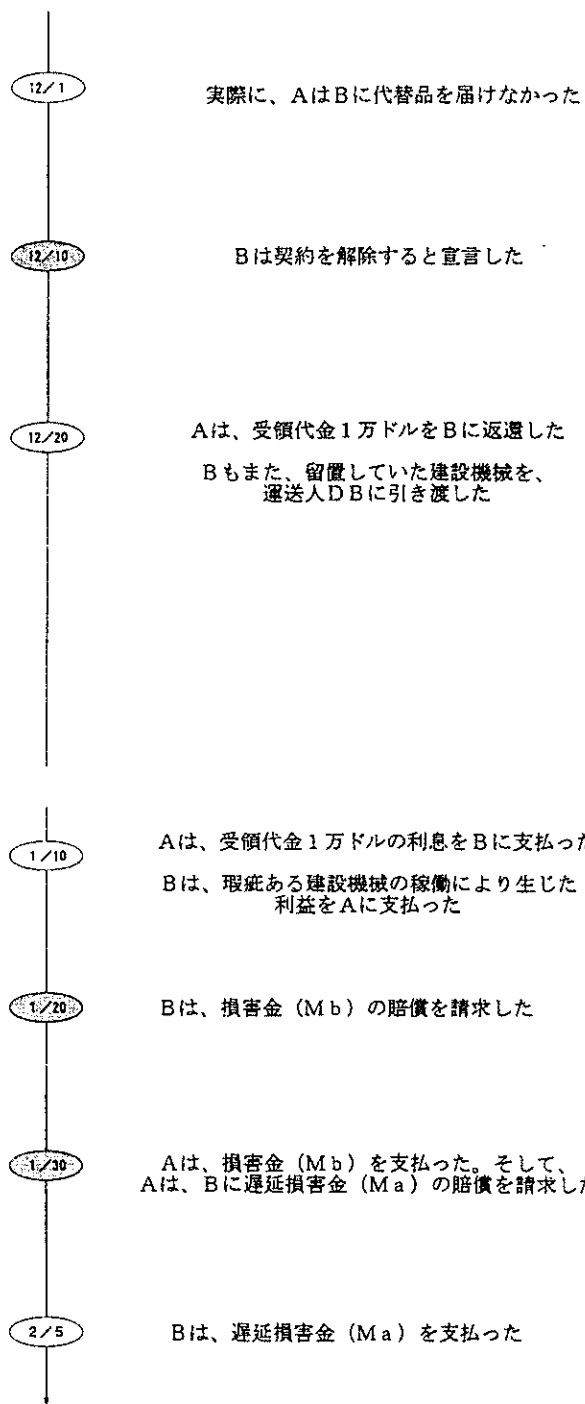
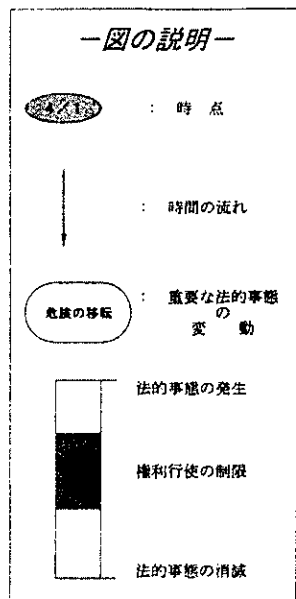
BはAに代替品を2ヶ月以内に届けるように要求した

Aは当該期日（2ヶ月以内）までに、当該契約物品の代替品を届けるつもりがないことを宣言した

問：次の設問(1)-(12)の時点の法律関係は？

< 法律関係 >





事例7bの法的論点と論理法学的論点

法的論点	論理法学的論点
1 契約上の法律関係	→ 「法律関係がある」ことの証明 契約と法律関係の関係の形式化 「効力がある」ということの定義
2 契約は成立したか	→ 「契約成立」ということの意味 「契約成立」の法的知識の構造
3 履行による法律関係の消滅	→ 法律関係の一部消滅の形式化 契約全体と要素法律関係の関係
4 CISG は本事例に適用できるか	→ CISG 第1部と2部の関係 どう形式化するか

4 法的知識の一般的構造

要素文と複合文

文

要素文

契約条項の一文

法規の一文、など

例：AはBに代金1万ドルを支払わねばならない

：車両は、車道を通行しなければならない（道交法16条1項一ウ）

複合文

要素文の集まり（結合）に名前を与えたもの

例：契約（書）

制定法の条、節、部、…、法典自体

例：国連売買契約第2部：14条、15条、…、24条

複合文を設ける実益：

複合文の効力について規律することによって、いちいち1つの要素文の効力について記述する 必要がなくなる。例：契約が効力を生ずる→その要素文の効力が生じる。

オブジェクト法文とメタ法文

・オブジェクト文（法文）

人の義務を規律している

例：「BはAに代金1万ドルを支払わねばならない」

「車両は歩道又は路側帯と車道の区割のある道路においては、車道を通行しなければならない」（道交法第17条①）

・メタ文（法文）

法文（の効力）について規律している。

例：「法律は公布の日より起算して満二十日を経て之を施行す」（法例第1条）

「この条約、営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約につき、次の場合に適用する。（a）これらの国が、いずれも締約国である場合、…」

（CISG 第1条(1)(a)）

この二つの文の結合によって、法的世界が記述されている。

7

文の効力と推論の関係

法文の効力：法文が「真」であること

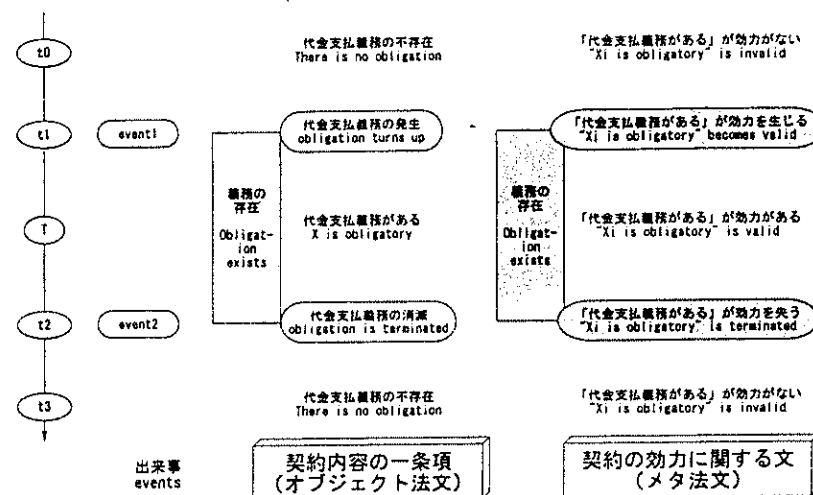
真なる命題を推論の前提として適用する。そのことと同様に、

効力ある法文を法的推論の前提として適用する。

法文の効力を規律するメタ法文は、推論を制御するものとして機能している。

5. 1 法律関係と契約の関係

図2' 契約上の法律関係と契約の法文の効力



5. 2

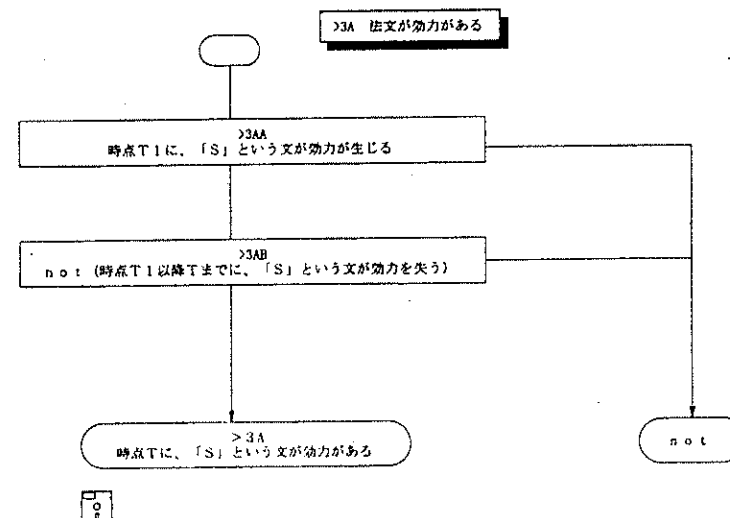
法文の効力に関する
基本的メタルール

文「S」が時点Tに事項Eに対して効力がある $\longleftrightarrow$

文「S」が時点T1に事項Eに対して効力が生じる &

not (文「S」が時点T1以降Tまでに事項Eに対して効力を失う)

5 契約に基づく法律関係を確定する 法的知識の構造 (CISG 第2部)



5. 3 契約内容の一文と契約の効力の関係

契約の一条項の効力の証明を可能にするに、次のルールが必要:

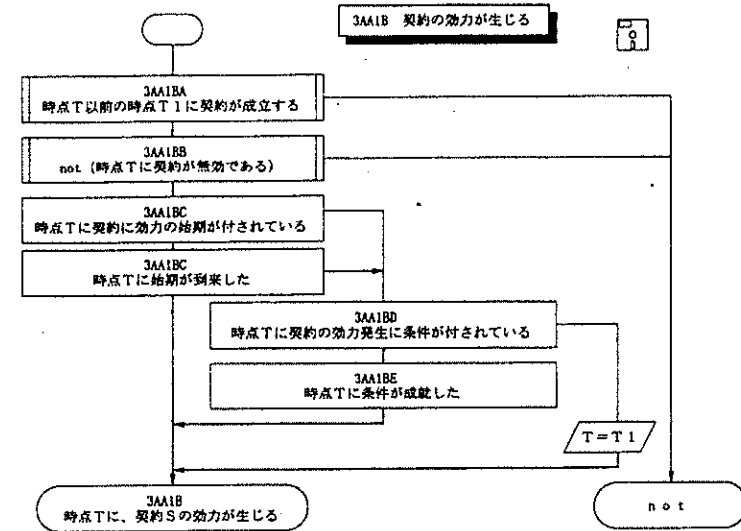
契約自体の効力から契約の一文の効力を導出するメタルール文

理由: 契約自体と契約内容の一条項とは同一ではない。
両者を区別し、両者の効力の関係を形式化するための形式的枠組み:
要素法文 と 複合法文 の概念
要素文: 一文: 例: AはBに代金1万ドルを支払わなければならない
複合文: 要素文の集まり(の名): 例: 契約(書)
要素文の効力と契約自体の効力を結びつけるルールがある筈

②契約自体の効力を導出するルール文

契約法の一部

以上の諸法ルール文と、それらの演繹関係を以下に提示する。



5. 4 契約の効力発生を確定するメタルール文

契約の成立を確定するルール群

契約の無効でないことを確定するルール群

契約の効力発生の時点を確認するルール群

上記の三つのルール群を統合するルール文

5. 5 「契約成立」を確定する法的知識の構造

「成立」ということの意味:

法文として「成立」した、ということ
言い換えれば
法的文としての資格を得ている、ということ

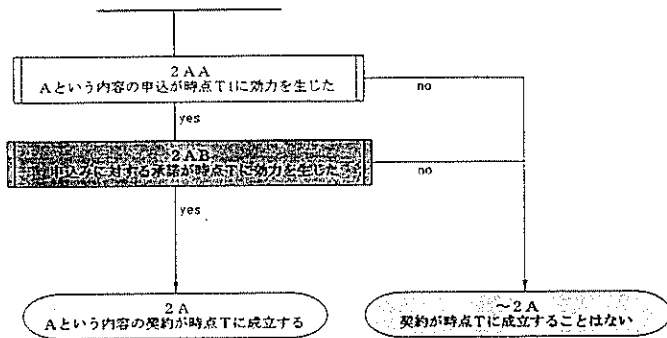
「契約成立」は契約という法文としての資格を得ている、ということ。

同じ内容の文でも教師によって黒板に書かれた文
「AはBに代金1万ドルを支払わなければならない」
は法文ではない。

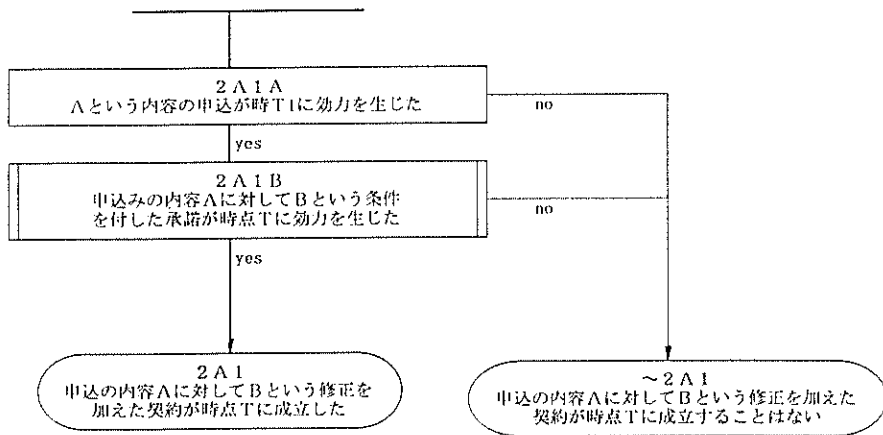
法文として成立した文のみ法的効力の評価の対象となりうる。つまり、
法文のみ法的効力を有する可能性がある。

CISG 第2部の「契約成立」を確定する法的知識の構造の一部を以下に論理流れ図で示す。

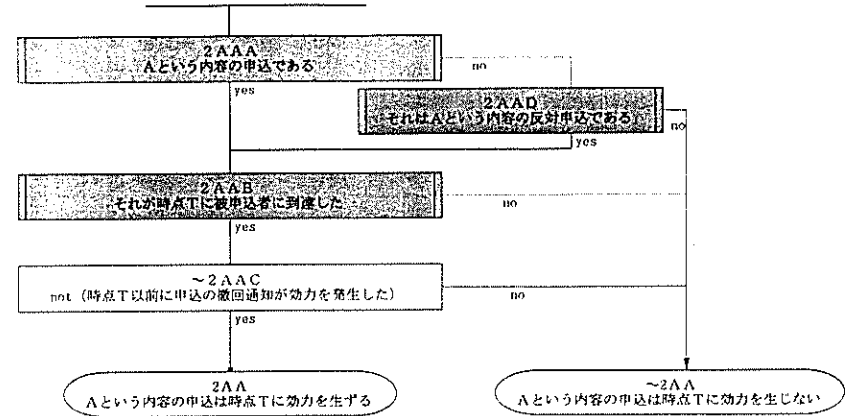
【2A 契約の成立時期】 § 23



【2A1 条件付承諾による契約の成立】 § 19 II

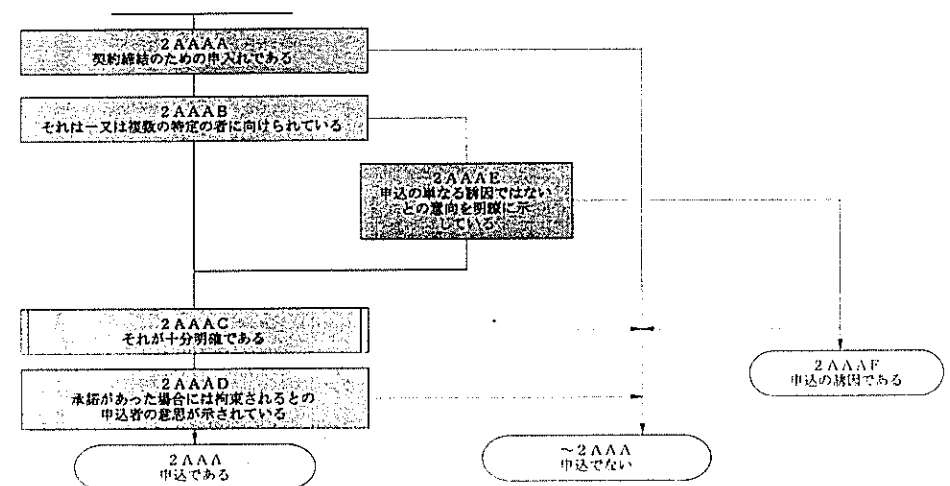


【2AA 申込の効力発生】 § 15

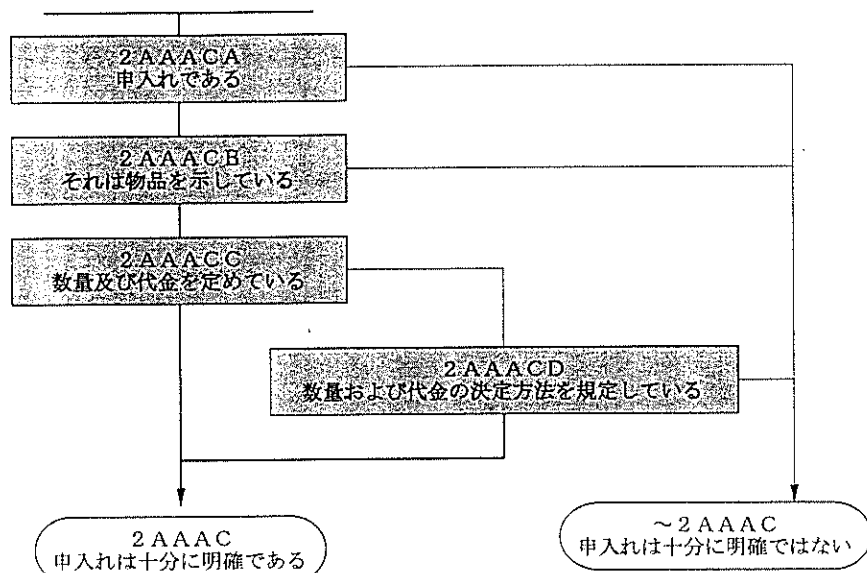


95/05/23
2AAA.FL0
Page 1

【2AAA 申込である】 § 14

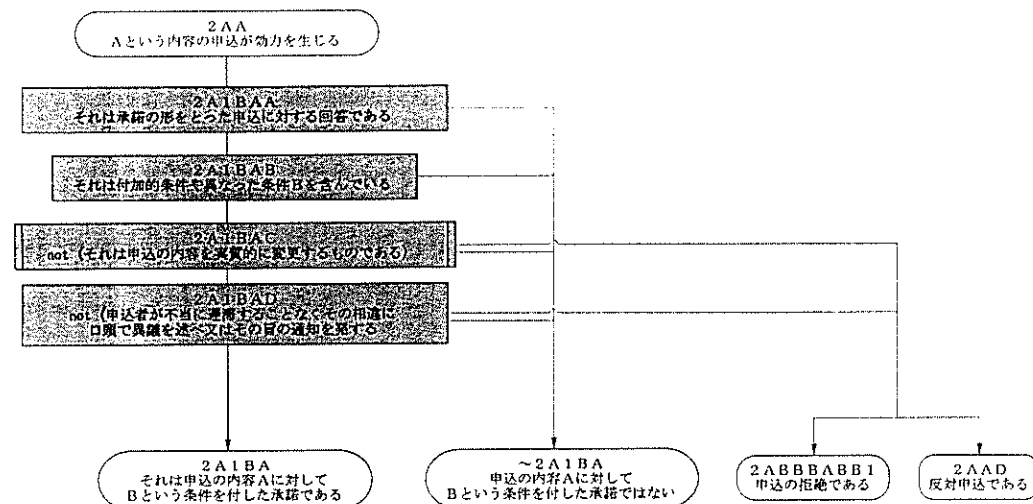


【2AAAC】 申入れの明確性 § 14 I

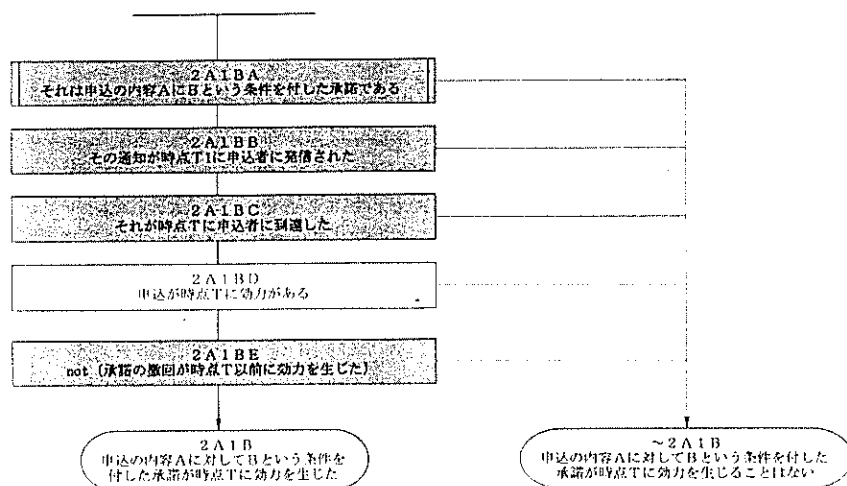


96/05/23
2A1BA (B)
Page 1

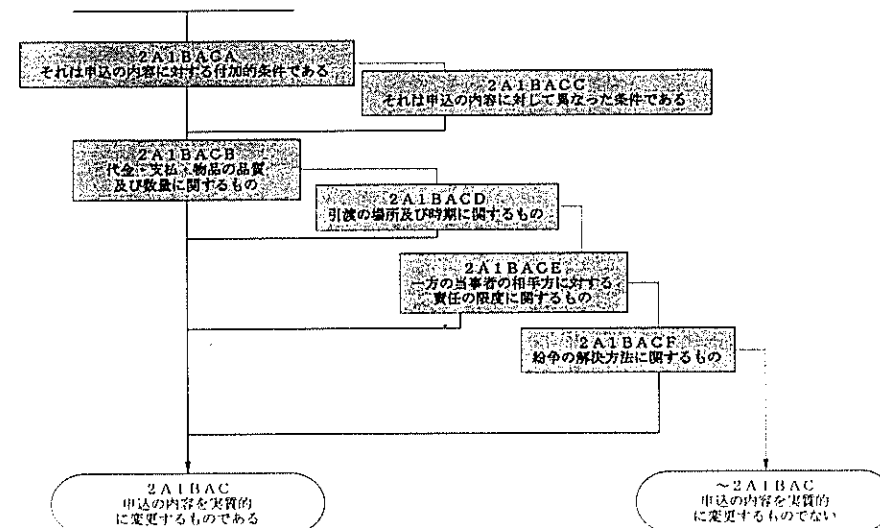
2A1BA 付加的条件や異なった条件を含んでいる承諾 § 19 II



【2A1B 条件付承諾の効力発生時期】 § 19 II

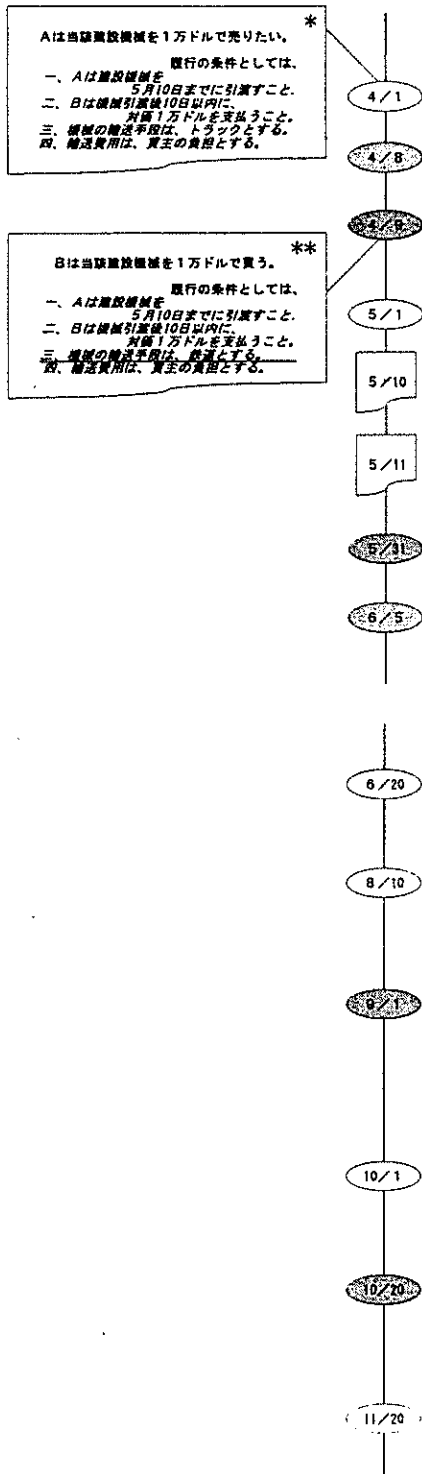


【2A1BAC 契約の内容の実質的変更】 § 19 III



< 出来事 >

< 法的事態 >



ブダペストのAが ハンブルクのBに対して
「*」という内容の申込の手紙を発信した

その申込の手紙がBに到達した

AはBに電話をかけて「先の申込は取消す」と告げた
しかし、その時 Bは「申込を承諾する
但し機械は鉄道で運搬すること」と云った

Aは、建設機械をブダペスト中央駅において、
DB・ドイツ国有鉄道（第一運送人）に引き渡した

建設機械がBの事務所に届けられた

Bは建設機械の契約適合性を検査した

Bは代金1万ドルをAに対して支払った

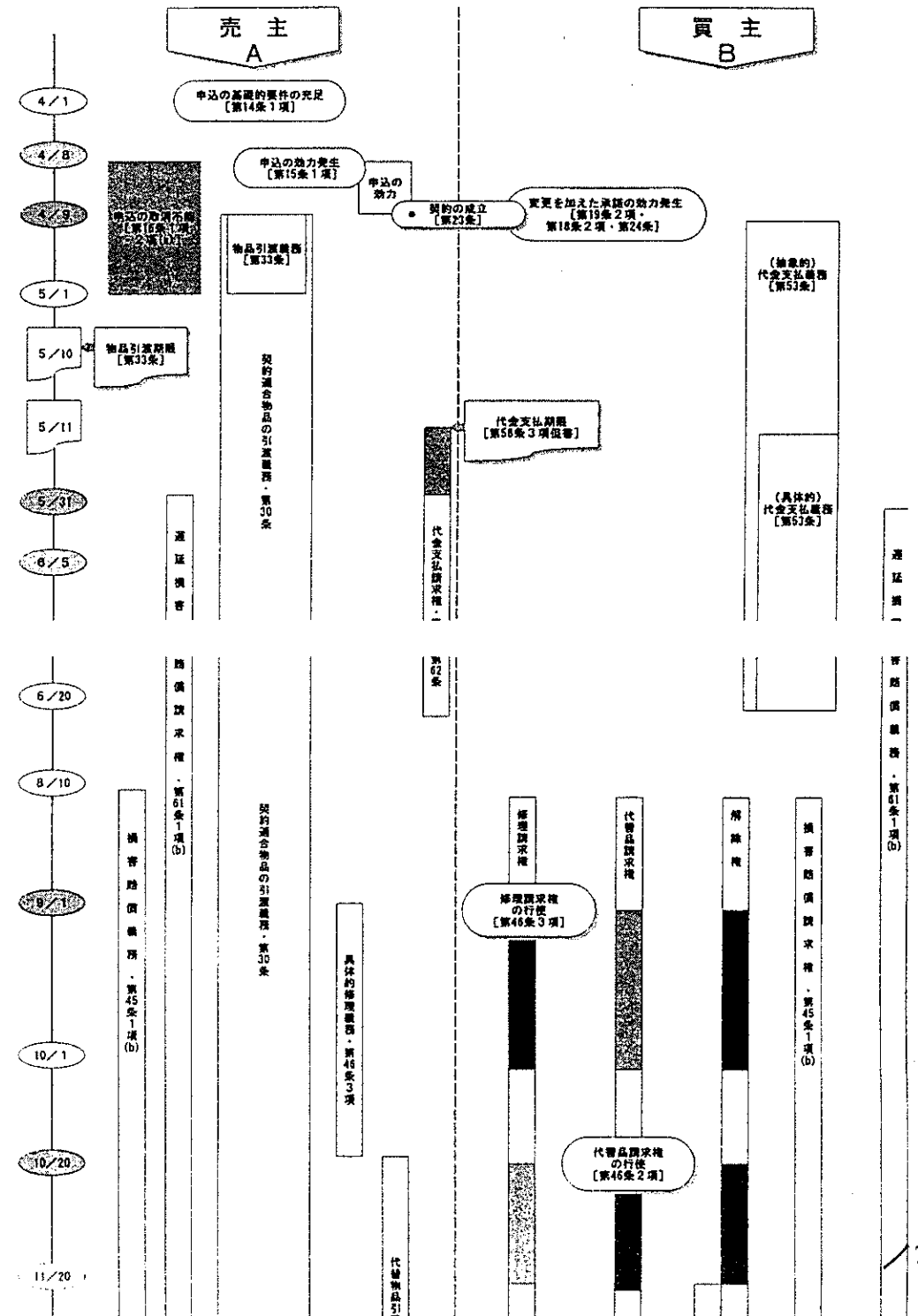
建設機械はしばしば動作停止を起こした
原因はエンジンの不良であると判明
BはAにその事実を即座に告げた

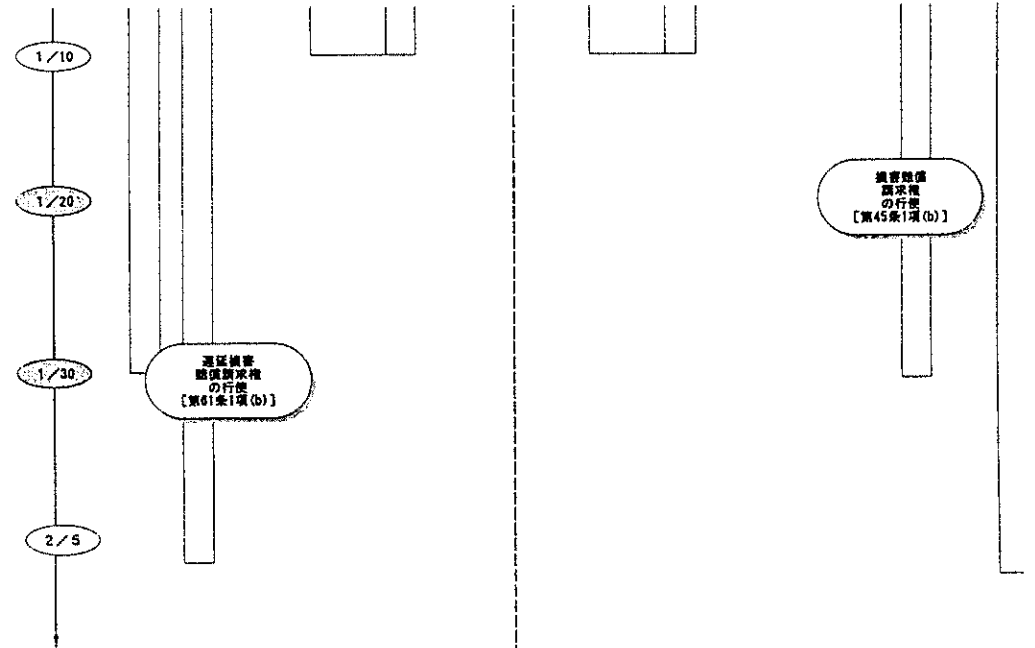
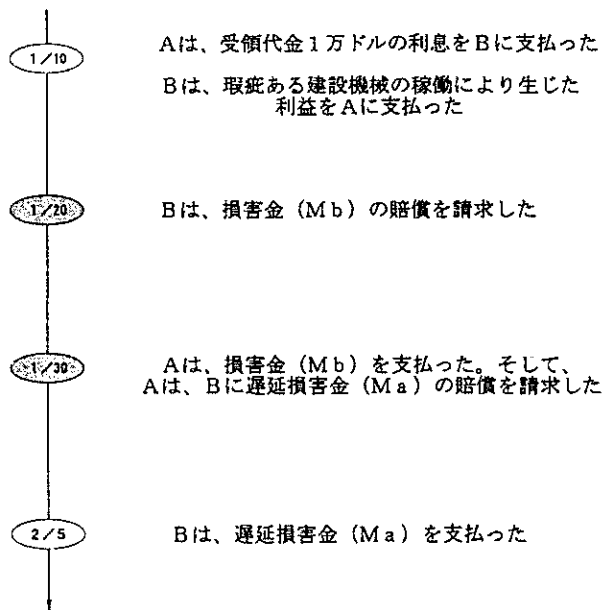
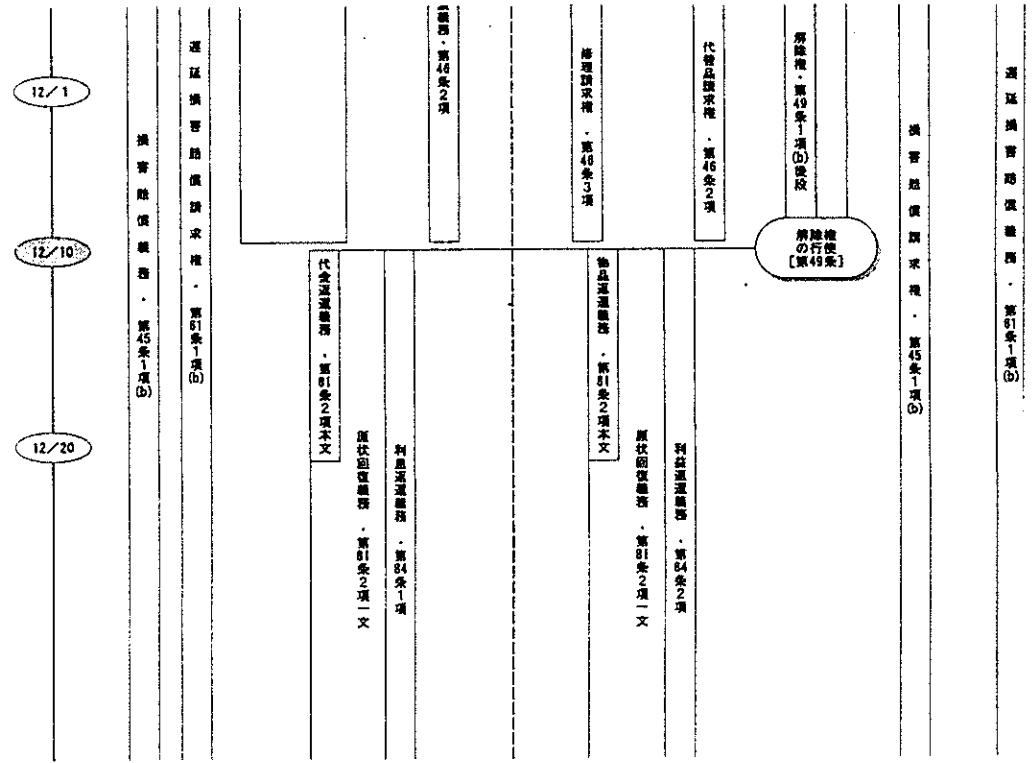
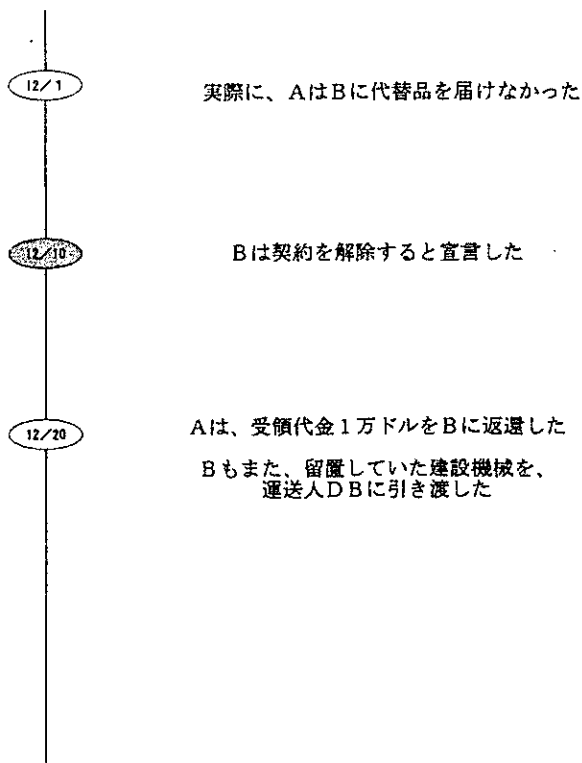
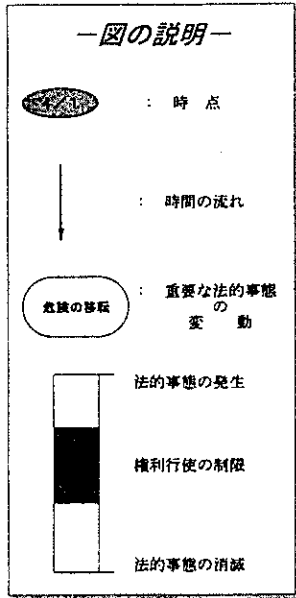
BはAに契約不適合（エンジン不良）を
1ヶ月以内に修理するように要求した

Bは当該物品の不適合部分
（エンジン不良）の修理を行わなかった

BはAに代替品を2ヶ月以内に
届けるように要求した

Aは当該期日（2ヶ月以内）までに、当該契約物品の
代替品を届けるつもりがないことを宣言した





6 法の適用可能性を決める法的知識の構造 (CISG 第 I 部、第 IV 部)

「契約の成立」に関する推論

設問：契約は成立しているか？

結論：契約は成立している。

CISG 第 2 部 第 23 条

時点 T に契約は成立する ←
時点 T 1 に申込が効力を生じた &
時点 T 1 以後の時点 T に承諾が効力を生じる

証明：1996年4月8日に申込が効力を生じた

証明：1996年4月9日に承諾が効力を生じる。

事例に CISG 第 2 部を適用すると「契約が成立している」ことが証明される。
その適用に際しては CISG 第 2 部が本事例に対して効力があることが前提されている。
それは自明ではない。それはルールへの効力に関するメタ推論の結果演繹されるべきもの。

事項に対する CISG 第 2 部の具体的効力に関する推論

設問：

CISG は本件売買契約に対して効力があるか？
(適用できる)

結論：

CISG は本件売買契約に対して効力がある。

CISG 第 I 部 第 1 条 (1)(a) (CISG 第 2 部に対するメタルール)

CISG は事項 X に対して効力がある ←

X が営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約である &
これらの国がいずれも締約国である ←

事実：1996年4月1日にハンガリーに営業所のある A がドイツに営業所のあ
る B に建設機械の売却を申し込んだ。

事実：ハンガリーとドイツはいずれも CISG 締約国である。

CISG 第 1 部の効力も証明される必要がある。

CISG 全体の一般的効力に関する推論¹

結論：

CISG が時点 1996年4月9日に効力がある

基本メタルール：

文「S」が時点 T に効力がある ←

文「S」が時点 T 1 に効力が生じる &
not (文「S」が時点 T 1 以降 T までに効力を失う)

証明：CISG が時点 1998年1月1日事項 E に対して効力が生じる

CISG 第 IV 部 第 99 条：² (CISG 第 1 部に対するメタルール)

この条約は時点 T に効力が生じる ←

T は、第 10 番目の批准書が寄託された日から 12 箇月が経過した後の最初の
月の初日である

事実：

1986年12月11日米国と中国が第 10 番目に批准書を寄託した。

証明不可能：CISG が時点 1998年1月1日以降 1996年4月9日まで効力を失う

